

# ○函館圏都市計画スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限の緩和に関する条例

平成12年3月28日条例第37号

## 改正

平成30年3月12日条例第32号

(趣旨)

**第1条** この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項の規定に基づき、函館圏都市計画スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の建築の制限の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物の建築の制限の緩和)

**第2条** 次の表の左欄に掲げる函館圏都市計画スポーツ・レクリエーション地区内においては、法第48条第6項および第9項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる建築物を建築することができる。

函館圏都市計画スポーツ・レクリエーション地区 (駒場地区)	(1) 観覧場 (2) 原動機（出力の合計が20キロワット以下のものに限り。）を使用する競馬の実施に必要な作業を行う工場で作業場の床面積の合計が200平方メートル以下のもの
函館圏都市計画スポーツ・レクリエーション地区 (千代台地区)	観覧場

## 附 則

この条例は、函館圏都市計画スポーツ・レクリエーション地区の決定に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による告示があった日から施行する。（平成12年3月31日から施行）

**附 則**（平成30年3月12日条例第32号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。